

4月1日施行! 新・特許異議申立制度の解説～実務編～

日時
平成**27**年**5**月**15**日(金)
10時～16時10分(開場9時30分)

特許庁で法改正作業に従事した講師が詳説!

平成26年改正特許法が、いよいよ本年4月1日より施行されます。今回の法改正により創設された「特許異議申立制度」は、4月1日以降に特許掲載公報が発行された特許が対象となります。

本セミナーでは、「特許異議申立制度」を実際に利用するにあたり必要となる知識やポイントについて、特許庁で法改正作業に従事した講師が、実務的な側面から、分かりやすく解説いたします。

まず、特許異議申立制度の創設に至った背景を簡単にご説明いたします。次に、特許異議申立制度の手続の流れに沿って、全体像をご説明いたします。そして、より実務に役立つ知識を得ていただけるよう、特許法施行令、特許法施行規則、審判便覧(第15版)、面接ガイドライン(審判編)、特許異議申立制度の実務の手引きの中から、要点を解説いたします。また、想定される異議申立制度の利用方法について、無効審判制度と比較しつつ、ご説明いたします。さらに、具体的な事例に沿った異議申立例についても検討いたします。

日本弁理士会会員の皆様へ

(一財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。
この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。
この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講師：弁護士法人 御堂筋法律事務所 弁護士 高畑 豪太郎 氏

参加料：各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員・ 知財会員	特許ニューズ 購読者	一 般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場 所:

銀座会議室(三丁目)6階C室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル
(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口
より徒歩約2分)

4月1日施行! 新・特許異議申立制度の解説～実務編～ アジェンダ

1. 制度創設の背景
2. 新特許異議申立制度の全体像
3. 実務的な運用、手続及び書式の解説
4. 想定される利用方法（無効審判との比較を含む）
5. 具体的な異議申立例と対応例

最新のセミナー情報がご覧になれます
<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索



最新のセミナー情報等を発信しています。是非、フォロー＆リツイートお願いします。

「4月1日施行! 新・特許異議申立制度の解説～実務編～」参加申込書 (H27.5.15開催)

ご所属名・部課名	電話
	FAX
ご住所 〒	
参加者	
お名前	E-mail
お名前	E-mail
お名前	E-mail
備考欄	
申込先	FAX : 03-3535-4884 E-mail : seminar@chosakai.or.jp
	一般財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881

お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限って使用させていただきます。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。